

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成18年4月1日 厚生労働大臣 川崎 二郎

現下の労働者の安全と健康を巡る情勢をみると、労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間50万人以上もの労働者が被災し、一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害は昭和60年の2倍近い件数に至っている。また、過重労働による健康障害等が深刻化するとともに、石綿による健康障害等社会的に極めて大きな影響を及ぼす労働災害も発生している。

これらの労働災害を予防し、労働者の安全と健康を確保するためには、労働災害の原因の分析、労働災害予防のための技術開発、これらに基づく適切な対策の確立が不可欠であり、労働安全衛生分野に係る調査及び研究を担う機関の役割は重要性を増している。

こうした情勢の下、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として、独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所を統合（以下「統合」という。）し、非公務員型の独立行政法人として発足したところである。研究所は、産業安全分野、労働衛生分野を所管する総合研究所として、現下の労働安全衛生情勢に対応した調査及び研究等を進めるとともに、それぞれの研究者の知見を活用した学際的研究の推進、非公務員型のメリットを活かした研究協力の促進、業務の重点化、効率化等により調査及び研究の成果を着実に上げ、社会の期待に応えていくことが求められている。

研究所が持ち得る能力を最大限に発揮し、労働者の安全と健康の確保に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成18年4月から平成23年3月までの5年とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制の確立

統合による効果を最大限発揮し、業務運営の効率化と産業安全及び労働衛生に関する調査及び研究の充実との両立を図るため、次の目標を達成すること。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

- ア 効率的かつ柔軟な組織編成を行うこと。
- イ 産業安全分野及び労働衛生分野に係る調査及び研究を一体的に実施できる体制を構築すること。
- ウ 研究員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めることができるよう工夫すること。
- エ 調査及び研究に直接携わらない間接部門の合理化を図ること。
- オ 業務・システムの効率化を図り、業務の電子化等による効率的な業務運営体制とすること。

(2) 内部進行管理の充実

業務の進行状況を組織的かつ定期的にモニタリングし、必要な措置を、適時かつ迅速に講じること。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減

運営費交付金を充当して行う事業については、統合による効果を最大限発揮して経費の削減を行うこととし、中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成17年度の運営費交付金（独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所の平成17年度運営費交付金の合算値。統合による合理化額を除く。）から一般管理費（退職手当を除く。）について15%、事業費（退職手当を除く。）について5%に相当する額を節減すること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

2 効率的な研究施設・設備の利用

研究施設・設備の活用状況を的確に把握するとともに、他の研究機関等との協力・連携を図り、研究施設・設備の共同利用を促進する等、その有効活用を図ること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 労働現場のニーズの把握

労働災害防止に必要な科学技術的ニーズを把握し、これら労働現場のニーズに対応した研究、技術支援等を積極的に実施するため、毎年度、業界団体や安全管理者、衛生管理者、産業医等との間で情報交換を行うとともに、研究所の業務に関する要望、意見等を聞くことを目的とする場を設けること。

2 労働現場のニーズに沿った研究の実施

労働現場のニーズへの対応を通じてその社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。

(1) プロジェクト研究

次の重点研究領域において、別紙1に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究（研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。）を実施すること。

なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。

ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究

イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究

ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究

エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究

オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究

(2) 基盤的研究

将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、別紙2に示す研究領域において、基盤的な研究を戦略的に実施すること。

3 学際的な研究の推進

労働災害の原因が輻輳化していることを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究を推進すること。

4 研究項目の重点化

労働現場のニーズや社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査し、プロジェクト研究に重点化を行うこと。

5 研究評価の実施及び評価結果の公表

研究業務を適切に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を積極的に実施し、その結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

6 成果の積極的な普及・活用

調査及び研究の成果の普及・活用を促進するため、積極的な情報の発信を行うこと。

（1）労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献

調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、国内外の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制改定等に積極的に貢献すること。

（2）学会発表等の促進

中期目標期間中における学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ1,700回以上及び850報以上とすること。

（3）インターネット等による調査及び研究成果情報の発信

調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。
また、調査及び研究の成果の事業場等での利用を進めるため、一般誌等での成果の普及を図ること。

（4）講演会等の開催

調査及び研究の成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。

（5）知的財産の活用促進

研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

7 労働災害の原因の調査等の実施

厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。

8 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

（1）労働安全衛生分野の研究の振興

労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣の推進に努めること。

(3) 研究協力の促進

非公務員化のメリットを活かし、大学、企業等との共同研究を一層促進するとともに、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための研究所研究員の派遣及び他機関研究員の受入れの推進に努めること。

9 公正で的確な業務の運営

研究所に対する国民の信頼を確保するという観点から、情報の公開、個人情報等の保護等、関係法令の遵守を徹底するとともに、高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

競争的研究資金、受託研究及びその他の自己収入のそれぞれを獲得すること。

2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

プロジェクト研究

ア 労働者の心身の健康状態と事故との関連、影響等に関する研究

産業安全分野と労働衛生分野の知見を活かし、事故の原因となった精神面を含んだ労働者の健康状態も考慮に入れ、労働者の不安全行動との関連、影響等、労働災害発生のメカニズムを分析し、労働災害の防止に資する研究を実施する。

イ 高度の技術を要する重大な災害の防止対策の研究

近年、重大な災害が増加傾向にあることから、化学プラントにおける静電気による爆発・火災災害防止技術の開発、近年の情報化技術等を活用した土砂崩壊検知システムの開発、災害復旧工事における危険性評価手法の開発等建設工事における安全技術の開発、機械災害防止のための本質安全技術の開発等、重大な災害の防止対策に資する研究を実施する。

ウ 技術の進歩に伴って発生する新しい災害や健康影響に対処するための研究

ナノ粒子等や新規の化学物質等による労働災害、高度で複雑な機械システムによる労働災害等、技術の進歩に伴って発生するおそれのある労働災害の防止対策に資する研究を実施する。

エ 過重労働や職場のメンタルヘルスに関する研究

長時間労働、交替制勤務等が健康に及ぼす影響及び職場環境や作業条件が労働者のメンタルヘルスに及ぼす影響について分析し、その予防に資する研究を実施する。

オ 化学物質や物理的因子等による職業性疾病に関する研究

アスベストによる健康障害やダイオキシン等の蓄積性化学物質等 による職業性疾病、振動等物理的因子による職業性疾病の発症のメカニズムの解明及びその予防に関する研究を実施する。

基盤的研究領域

- 1 リスクアセスメント・マネジメント手法の高度化に関する研究
- 2 技術の進歩に伴う労働災害の防止に関する研究
- 3 作業環境・作業行動に基づく災害の防止に関する研究
- 4 人間工学的手法を用いた作業改善に関する研究
- 5 機械システムの安全制御に関する研究
- 6 機械等の破損による災害防止に関する研究
- 7 建設工事における地盤に関わる災害の防止に関する研究
- 8 仮設構造物に関わる災害の防止に関する研究
- 9 化学反応工程の安全化に関する研究
- 10 着火・爆発による災害の防止に関する研究
- 11 電磁気障害による災害の防止に関する研究
- 12 労働者の健康と職業性ストレスに関する研究
- 13 職業性疾病の早期発見のための指標開発と発生機序解明等に関する研究
- 14 化学物質・有害物理因子等職場の有害要因による健康影響とその予防に関する研究
- 15 労働現場における疫学的研究
- 16 職場環境の評価と管理・改善法に関する研究

